第三の表中「第三号の二」を「第四号」に、「第四条の二の四第四項第四号から第八号まで及び第十二号」を「第四条の二の四第四項第五号から第十号まで及び第十四号」に、「第四条の二の四第四項第九号」を「第四条の二の四第四項第十一号」に、「第四条の二の四第四項第十号」を「第四条の二の四第四項第十二号」に、「第四条の二の四第四項第十一号」を「第四条の二の四第四項第十三号」に改める。

附　則

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○法務省告示第二百六十五号

新潟県柏崎市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年五月二十七日

法務大臣　岩城　光英

新潟県刈羽郡刈羽村大字下山田七十七番地

中野　粂光

○法務省告示第二百六十六号

福島県いわき市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年五月二十七日

法務大臣　岩城　光英

福島県石城郡小川町大字上小川字高崎百五番地

髙木吉五郎

○法務省告示第二百六十七号

兵庫県伊丹市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年五月二十七日

法務大臣　岩城　光英

兵庫県伊丹市昆陽字南辻十番地

大宮　敬三

○外務省告示第百八十三号

イスラエル国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月二十四日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にイスラエル国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月十九日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十四号

パキスタン・イスラム共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月二十九日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にパキスタン・イスラム共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月十九日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十五号

ブルンジ共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月二十九日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にブルンジ共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月十九日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十六号

マレーシア政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にマレーシアについて効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十七号

ロシア連邦政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にロシア連邦について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十八号

エジプト・アラブ共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日に中華人民共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十九号

中華人民共和国政府は、明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」を廃棄する旨を平成二十八年三月三十日にベルギー王国政府に通告した。よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日に中華人民共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十号

チュニジア共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十八年三月三十一日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にチュニジア共和国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月二十五日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十八年五月二十七日

外務大臣　岸田　文雄